

2 以下の各号に該当する場合は、当該各号に定める額を前項の評価料金を増額又は減額する。

①. 遠隔地の場合の申請手数料加算額

2-2表

単位 (円) (税込み)

遠隔地の区域	手数料の加算額
(1) 住宅の所在地が、業務を行う事務所の所在地から直線距離で25kmを超え、50km以内の地域に存する場合	$Na \times 2,000 \times 1$
(2) 住宅の所在地が、業務を行う事務所の所在地から直線距離で50kmを超え、75km以内の地域に存する場合	$Na \times 4,000 \times 1$
(2) 住宅の所在地が、業務を行う事務所の所在地から直線距離で75kmを超える地域に存する場合	$Na \times 6,000 \times 1$

* Na : 実際に行われる検査回数

※1 災害公営住宅の場合に限り加算しないことができる

②. 戸建住宅又は共同住宅等の申請で同タイプの住戸が多い場合をグループ別に分けて申請した場合の申請手数料減算額
(工区分け発注等により分割申請となる場合で、概ね6ヶ月以内に着工する計画戸数を含む。)

2-3表

単位 (円) (税込み)

グループ率=グループ数/全戸数 (小数点以下四捨五入)	設計住宅性能評価の手数料からの 減算額	建設住宅性能評価の手数料からの 減算額
(1) 0 ~ 20 %	$M \times 4,000$	$M \times 4,000$
(2) 21 ~ 40 %	$M \times 3,000$	$M \times 3,000$
(3) 41 ~ 60 %	$M \times 2,000$	$M \times 2,000$
(4) 61 ~ 80 %	$M \times 1,000$	$M \times 1,000$
(5) 81 ~ 100 %	減額無し	減額無し

* M : 評価対象住戸数

* 申請者が、日本住宅性能表示基準における表示項目(9項目)全てに基づき、同一内容の評価となる住戸のグループ分けを申請し、センターがグループ数を認めた場合にのみ減額出来ることとする

③. 住宅性能評価の申請戸数(工区分け発注等により分割申請となる場合で、概ね6ヶ月以内に着工する計画戸数を含む。
が、戸建住宅5戸以上、共同住宅等10戸以上の一団の土地における同一の申請者による場合の申請手数料減算額

2-4表

単位 (円) (税込み)

	床面積の合計	設計住宅性能評価の手数料からの 減算額	建設住宅性能評価の手数料からの 減算額
戸建住宅	(1) 200㎡ 以内	3,000	10,000 25,000 ※2
	(2) 200㎡を超え500㎡ 以内	5,000	14,000
	(3) 500㎡ 超	見積りとする	見積りとする
共同住宅等	(4) 500㎡ 以内	$5,000 + M \times 2,000$	$N \times 6,000 + M \times 2,000$
	(5) 500㎡を超え1,000㎡以内	$6,000 + M \times 2,000$	$N \times 14,000 + M \times 2,000$
	(6) 1,000㎡を超え2,000㎡以内	$12,000 + M \times 2,000$	$N \times 16,000 + M \times 2,000$
	(7) 2,000㎡を超え 5,000㎡以内	$25,000 + M \times 2,000$	$N \times 26,000 + M \times 2,000$
	(8) 5,000㎡を超え10,000㎡以内	$25,000 + M \times 2,000$	$N \times 26,000 + M \times 2,000$
	(9) 10,000㎡を超え20,000㎡以内	$39,000 + M \times 2,000$	$N \times 29,000 + M \times 1,500$
	(9) 20,000㎡を超え50,000㎡以内	$39,000 + M \times 2,000$	$N \times 29,000 + M \times 1,500$
	(10) 50,000㎡ 超	見積りとする	見積りとする

* M : 評価対象住戸

* N : 評価方法基準の定めによる検査回数

※2 災害公営住宅の場合に限り適用することができる

④. 変更に係る場合の申請手数料

2-5表

(1) 変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	(1) 当該計画変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
(2) 変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合	(2) 当該計画変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
(3) センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合	(3) 当該計画変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

⑤. 特定測定物質の濃度測定を申請した場合の申請手数料加算額

2-6表

単位 (円) (税込み)

特定測定物質の種別	建設住宅性能評価への加算額(評価方法基準による場合)
ホルムアルデヒド	見積もりによる
* 以下、申請内容により加算する。(選択項目)	
VOC(1～4種類)	見積もりによる

* H : 申請により選択したVOCの種類の数(①トルエン、②キシレン、③エチルベンゼン、④スチレン)

* 上記料金は、特定測定物質の濃度測定を竣工時の検査と同事に実施できる場合の料金であり、申請者の要望により同事に実施できない場合は、別途協議の上決定する。及び遠隔地の場合も同様に別途協議の上決定する

3 規程第28条に定める評価業務申請手数料の返還

* 建設住宅性能評価において、契約の取り下げ及び解除に伴う申請手数料の一部返還する場合の額

2-7表

	申請の取り下げを行った時期	建設住宅性能評価の申請手数料に乗ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請を受理した日から第1回の現場検査を実施する日の前日まで	0.90
	第1回の現場検査を実施した日から第2回の現場検査を実施する日の前日まで	0.70
	第2回の現場検査を実施した日から第3回の現場検査を実施する日の前日まで	0.45
	第3回の現場検査を実施した日から第4回の現場検査を実施する日の前日まで	0.20
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請を受理した日から第1回の現場検査を実施する日の前日まで	0.90
	第1回の現場検査を実施した日から最終回(竣工時)の現場検査を実施する日の前日まで	$1 - \{J \div N \times 0.9\} + 0.1$

* J : 申請の取り下げの日までにすでに実施した現場検査の回数

* N : 評価方法基準の定めによる検査回数